

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和3年11月10日

山形市監査委員	玉	田	芳	和		
	同		村	山	秀	幸
	同		菊	地	健	太郎
	同		武	田		聡

行 第 2 1 号
令和3年11月1日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 通知対象の監査

- (1) 令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」
- (2) 令和2年度包括外部監査「債権管理に関する事務の執行について」

2 通知内容

- (1) 別紙1「令和元年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書」
- (2) 別紙2「令和2年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書

令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」

別紙Ⅰ

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	対象団体	担当部	担当課	措置内容(見込・状況)
54	指摘事項	(指定管理料に含まれる過去の退職給付引当資産不足分について) 山寺芭蕉記念館の指定管理料に含まれる職員の退職手当の支給財源となる退職給付引当資産について、指定管理期間以前の分も含まれており、本来、指定期間内に必要となる費用のみで積算した金額で交付し、過去の退職給付引当資産の積立不足分は別途、補助金等で目的を特定した上で、特例的に交付することで対応すべきである。	山形市	総務部 企画調整部	行政経営課 文化振興課	指定管理料の過去の積立不足分の上乗せについては、令和2年度に是正した。 本法人の退職給付引当資産の積立不足については、本法人の繰越金等からの補填で段階的に改善され、令和6年度に解消される見込みであることを確認した。 今後も本法人の適切な雇用環境が維持・確保されるよう経営状況を注視していく。
54	指摘事項	(指定管理料に含まれる過去の退職給付引当資産不足分について) 過去の退職給付引当資産不足分を市が負担することに関する協議内容は、書面でのやり取りは残っておらず、両者の合意に基づき行われてきたとのことであるが、このような例外的、かつ、重要な取り決めについては、書面で記録を残しておくべきである。	山形市	総務部 企画調整部	行政経営課 文化振興課	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る施設利用の対応方針や団体との取り決めなど、重要な取り決めについては書面により記録を残し、適切な保存に留意していく。
61	意見	(予定価格の決定方法について) 業務委託の入札において、設計金額と同額で予定価格が決定されている取引が確認された。正常な競争に基づく調達を実施されないほか、談合や贈収賄等の不正の原因にもなりかねない。国等の資料を参考にして、適正に定める体制の構築を検討されたい。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	予定価格の決定については、市場価格や数量など、様々な要件を考慮し、より適正に行うことを徹底した。
63	指摘事項	(現金残高の管理・確認に関する規程について) 入館料等、現金を取り扱う場面がある法人であるが、日々の現金残高を正確に把握、管理する必要があるにもかかわらず、現金残高の確認を実施する規程がない。現金残高の管理、確認に関する規程を設ける必要がある。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	現金残高の管理・確認に関する要綱を定めた。
68	意見	(収蔵品台帳の記載漏れについて) 最上義光歴史館において、山形市が所有する収蔵品で、現物はあるが収蔵品台帳に記載されていないものがあった。山形市が所有する収蔵品が増加した際には、遅滞なく山形市内部での手続きを行い、収蔵品台帳にも反映させるべきである。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	山形市の所有する収蔵品について、現状を確認し、収蔵品台帳に反映させた。今後も、山形市と適切な連携を図り、館の収蔵品台帳に遅滞なく記載されるよう留意する。
69	指摘事項	(賞与引当金の算定資料について) 賞与引当金の算定にあたり、作成される算定資料は計算結果のみであるため、事後的に検証可能なように個人別の計算過程が記載された資料を作成すべきである。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	賞与引当金の算定について、事後的に検証可能となるよう、個人別計算過程を記録し、保存するよう改めた。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	対象団体	担当部	担当課	措置内容(見込・状況)
69	指摘事項	(賞与引当金の内部承認について) 賞与引当金の算定結果に対して、会計事務所のチェックを受けるのみであるため、内部的な承認手続きを実施すべきである。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	賞与引当金の算定結果について、内部承認手続きとして、事業団内で決裁行為を行うよう改めた。
69	指摘事項	(退職給付引当金の内部承認について) 退職給付引当金の算定結果に対して、会計事務所のチェックを受けるのみであるため、内部的な承認手続きを実施すべきである。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	退職給付引当金の算定結果について、内部承認手続きとして、事業団内で決裁行為を行うよう改めた。
90	意見	(現金残高のダブルカウントの未実施について) 本法人の普沢施設では、現金残高の確認を担当者のみで行っており、現金過不足の発見が遅れるほか、現金横領等の不正の原因にもなりうる。担当者以外の上位者が関与するダブルカウントの体制を構築すべきである。	山形市健康福祉医療事業団	福祉推進部	長寿支援課	現金残高のダブルカウントが適切に実施されるよう、帳票の見直しを行った。
109	指摘事項	(役員報酬額の決定機関) 常勤理事副理事長の報酬の決定については、「一般財団法人山形コンベンションビューロー評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」において、総額の範囲は定められているものの、どの機関で決定するかが明記されていない。実務的には起案による「伺い」で理事長決裁により報酬額が決定されている。本来、理事会又は評議員会で協議が行われるべき事項であり、定款又は規程において決定機関が明記されるべきである。	山形コンベンションビューロー	商工観光部	観光戦略課	令和3年4月評議員会にて「一般財団法人山形コンベンションビューロー評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」の一部改正を行い、常勤役員の報酬等の額については、理事長が理事会の承認を得て定めるものとした。
112	指摘事項	(現金主義による収入の計上について) 施設利用料収入について、現預金の収受の時点において会計上の収入を計上していた。3月利用分の施設利用収入が4月以降の現預金の入金時に計上がなされることとなるため、発生した期間に収入を計上するように改善が必要である。	山形コンベンションビューロー	商工観光部	観光戦略課	令和2年度より施設利用料収入については、発生した期間に収入を計上するように改善をした。
118	意見	(同一職員による予定価格調書作成事務と発注事務の実施について) 同一の職員によって予定価格調書作成事務と発注事務が行われ、かつ、設計金額と同額で予定価格が決定されている取引が確認された。談合や贈収賄等の不正の原因にもなりかねない。国等の資料を参考にして、適正に定める体制の構築を検討されたい。	山形コンベンションビューロー	商工観光部	観光戦略課	予定価格調書作成事務と発注事務は別の職員が実施するよう、令和2年4月1日付、全職員に文書で通知し、すぐに改善した。 予定価格の決定については、国等の資料等を参考に、市場価格や数量、期間など、様々な要件を考慮し、より適正に行うことを徹底した。
124	指摘事項	(セキュリティポリシーの未整備) 本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。	山形コンベンションビューロー	商工観光部	観光戦略課	令和3年3月通常理事会にて「情報セキュリティ管理規程」の制定をした。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	対象団体	担当部	担当課	措置内容(見込・状況)
142	指摘事項	(検査に関する規程の整備について) 本法人の会計規程において、検査に関する詳細な事務手続きが定められていない。検査の事務手続きを明確にするため、会計規程の改定を行う必要がある。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	令和2年度2月定例理事会において、会計規程の一部改正を行い検査の事務手続きを定めている。
144	意見	(基本財産の運用に関する規程整備について) 現状、基本財産は安全資産により運用されているが、資金運用に関する関連規程が整備されていない。基本財産の元本確保を第一とした運用を行う必要もあり、資産運用の対象資産や運用の承認体制を定めた資産運用規程を整備すること検討されたい。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	定款第5条において「定期預金300万円を基本財産とする」と定められており、定期預金以外での運用を行う予定はない。また、資産の管理・運用に係る決議の承認体制についても定款第5条及び第6条に基づいていることから規程の整備は行わない。
148	指摘事項	(賞与引当金の未計上について) 本法人では、公益法人会計基準に準じて財務諸表の作成が行われていることから、賞与引当金を計上すべきところ、計上されていなかった。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	令和2年度より賞与引当金の計上を行った。
150	指摘事項	(セキュリティポリシーの未整備) 本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	令和2年度2月定例理事会において、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ規程」を制定した。全職員へ通達し、運用している。

監査結果に係る措置状況報告書
令和2年度包括外部監査「債権管理に関する事務の執行について」

別紙2

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容(見込・状況)
28	指摘事項	(督促手数料の徴収について) 市では、山形市督促手数料条例に基づき公債権に関しては督促手数料を徴収しなければならないが、養護老人ホーム入所者負担金、生活保護費返還金、児童手当返納金及び児童扶養手当返納金について、督促手数料を徴収していないため、条例に基づき、督促手数料を徴収する必要がある。	福祉推進部 福祉推進部 こども未来部	生活福祉課 長寿支援課 家庭支援課	指摘を受けた公債権について、令和3年度発生した債権から督促手数料の徴収を行っている。 なお、令和3年9月議会で督促手数料条例を廃止する条例が議決され、令和4年4月1日から徴収を行わないこととなる予定である。
37	意見	(貸付制度に係る債権管理について) 市では、ふるさと融資制度を活用し、民間企業2団体に対して融資を行っているが、決算書を徴求し、財務状況を確認する等の管理は実施していない。 貸付債権は民間金融機関の連帯保証がついているが、貸付財源及び貸付に関する費用には税金が使われている以上、年1回程度決算書を確認し、定期的な財務状況をモニタリングすることを検討されたい。	企画調整部	企画調整課	ふるさと融資制度を利用している2団体の決算書を確認し、財務状況のモニタリングを行っている。
60	指摘事項	(市税滞納者への補助金交付について) 市税滞納者は交付の対象外となる補助金について、申請者から提出された納税証明書には国民健康保険税の記載がなく、国民健康保険税の滞納者に補助金が交付されている事例が確認された。 納税証明書の提出だけでは、全ての市税の滞納の有無は確認できないことから、申請時に同意書を得た上で、市税の滞納の有無の照会を行う等の対応を行うべきである。	財政部 商工観光部	納税課 山形ブランド推進課	補助金の申請者の市税納付状況の確認については、全ての市税の滞納の有無が確認できる証明書に切り替え、提出を求めるようにした。
81	指摘事項	(特別徴収義務者についての調査) 入湯税は、特別徴収義務者からの納入申告書をもとに賦課決定を行っているが、特別徴収義務者の確認については特段の調査等は行っていない。 鉱泉浴場の経営者は温泉を公共の浴用又は飲用に利用する場合、山形市保健所に温泉利用許可を得る必要があるため、当該許可に関する情報に基づき、特別徴収義務者の調査等を行うべきである。	財政部	市民税課	山形市保健所より温泉利用許可状況の提供を得ることとし、その内容と特別徴収義務者との突合調査を行う体制を整えた。適正課税に向け、特別徴収義務者の調査を行っていく。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容(見込・状況)
115	指摘事項	(督促状の発送) 督促状の発送は、「特別の事情がない場合は、納期限経過後20日以内に行うものとする」ことになっているが、令和元年度内に発生した督促対象の債権について、年度末付近で一括して督促状を発送していた。滞納債権の回収は適時に督促を行うことが有用と考えられることから、規程通りの運用に改めるべきである。	福祉推進部	生活福祉課	規定通りの運用に改めた。
116	指摘事項	(催告書の発送) 催告書の発送は、「督促後初めて催告を行う場合督促状に記載されている納期限後、引き続き一ヶ月以上滞納をしている世帯に催告書の送付を行い台帳に記録する。」と規定されている。督促状の発送が規程通り運用されていないため、結果として催告書も規程通りの運用が行われていなかった。	福祉推進部	生活福祉課	規定通りの運用に改めた。
132	意見	(減免規定の周知) 「利用者負担額減免事務取扱要領」により、一定の事由が生じた場合に利用者負担額を減免する措置を設けているが、市のホームページ上に掲載があるのみで広く利用者に周知されているとは言い難い。減免事由に該当し、減免することが適切と判断される利用者に関しては滞留債権を発生させないようにするために、利用者に減免制度の存在を広く周知させることを検討されたい。	こども未来部	保育育成課	令和3年度入所者向けの利用者負担額決定通知書に減免規程についての文言を記載し、保護者に広く周知を行っている。
133	指摘事項	(収入未済の内訳について) 民間立保育所保育料負担金の令和元年度末の会計上の残高と管理台帳(滞納者リスト)上の残高及び、市立保育所保育料の令和元年度末の会計上の残高と管理台帳上の残高がそれぞれ37,310円相違している。令和3年度から新しい債権管理システムに移行予定のため、それまでに会計上と管理台帳上の残高の一致を図るための方針を定める必要がある。	こども未来部	保育育成課	残高の相違が発生する原因となった調定処理が正しく行われるよう新システムを構築し、令和3年7月4日から運用を開始している。
154	意見	(損害金の請求) 損害金の確定及び通知について、明渡し令和2年1月31日付けで行われているにもかかわらず、損害金確定及び通知が令和2年4月16日となっている案件があった。「年度ごとに調定、納付書を作成し対象者へ送付する。」としているが、第1回目の通知は、明渡し後速やかに行うように検討されたい。	まちづくり政策部	管理住宅課	チェック体制を強化し、第1回目の通知は明渡し後、速やかに行うこととする。